3　次の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

3.1　基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。

3.2　削除

3.3　書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

3.4　小包郵便物に係る配達についての証明業務。全ての加盟国又はその指定された事業体は、配達についての証明業務を伴う自国宛ての小包郵便物を引き受ける。ただし、自国から発送する小包郵便物に係る配達についての証明業務の提供は、任意とする。

4　1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5　指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1　重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2　通常郵便物の締切時刻後の引受け

5.3　郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け

5.4　差出人の住所からの取集

5.5　通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

5.6　留置

5.7　重量五百グラムを超える通常郵便物（盲人用郵便物を除く。）の保管及び小包郵便物の保管

5.8　到着通知書への回答としての小包の配達

5.9　不可抗力による危険に対する負担

5.10　通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達

第九条

条約第十九条を次のように改める。

第十九条　引き受けられない郵便物及び禁制

1　総則

1.1　この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。

1.2　この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。

1.3　全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。輸入（又は継越し）を禁止し又は条件付で認める物品の表の拡大又は修正を希望する加盟国又はその指定された事業体は、国際事務局に通知し、同事務局は、それに応じて適切な通報類集を更新する。

2　いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの

2.1　次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

2.1.1　国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物

2.1.2　わいせつな又は不道徳な物品

2.1.3　偽造又は海賊版の物品

2.1.4　名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品

2.1.5　その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品

2.1.6　私的性質を有する書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの

3　危険物

3.1　この条約及びその施行規則に規定する危険物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.2　不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾（てき）、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

3.3　危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けることができる。

4　生きた動物

4.1　生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。

4.2　次の動物は、例外的に、書留郵便物及び保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。

4.2.1　蜜蜂、水ひる及び蚕

4.2.2　害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

4.2.3　生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの